

防整技第7172号
28.3.31

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

整備計画局長
(公印省略)

測量・土質調査等業務委託積算価格算定要領等について（通知）

標記について、防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1号に規定する建設工事をいう。）のうち、陸上工事に係る測量・土質調査等業務委託の積算価格算定には、国土交通省が定める設計業務等標準積算基準書及び設計業務等標準積算基準書（参考資料）を、港湾工事に係る測量・土質調査等業務委託の積算価格算定には、同省が定める港湾請負工事積算基準書を平成28年4月1日以降の入札公告から適用することとしたので通知する。

また、これらの適用に当たっての運用については、別紙のとおり定めたので、これにより実施されたい。

添付書類：別紙

写送付先：地方協力局長、防衛監察監

配布区分：整備計画局施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

設計業務等標準積算基準書及び設計業務等標準積算基準書（参考資料）、
港湾請負工事積算基準書の適用に当たっての運用

1 基準書の適用範囲

測量・土質調査等業務委託の積算価格算定に当たり、国土交通省設計業務等標準積算基準書、設計業務等標準積算基準書（参考資料）、港湾請負工事積算基準書（以下「国土交通省積算基準書」という。）を適用することとなるが、国土交通省基準書のうち、適用する範囲は、設計業務等標準積算基準書の「第1編測量業務」及び「第2編地質調査業務」、設計業務等標準積算基準書（参考資料）の「第1編総則」、「第2編測量業務」及び「第3編地質調査業務」、港湾請負工事積算基準書の「第3部その他の積算基準」のうち、「第2編測量業務積算基準」及び「第3編土質調査積算基準」を適用することとする。

なお、陸上工事の測量調査業務委託において、技術管理費のうち成果検定費については計上しないこととする。

2 基準書を適用するに当たっての読み替え

国土交通省積算基準書を適用するに当たり、次の箇所は読み替えるものとする。

(1) 設計業務等積算基準書第1編測量業務の読み替え

第1編第1章第1節1-3-2④(a)中「各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」等に準じて積算する。」を「防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令第109号。以下「防衛省旅費規則」という。）に準じて積算する。」に読み替える。

(2) 設計業務等積算基準書第2編地質調査業務の読み替え

第2編第1章第1節1-1中「土木事業」を「建設工事」に読み替える。

第2編第1章第1節1-2-2(1)の1)(v)のへ)中「各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」等に準じて積算する。」を「防衛省旅費規則に準じて積算する。」に読み替える。

(3) 設計業務等積算基準書（参考資料）第1編総則の読み替え

第1章第2節2-2(10)中「業務価格は、10,000円単位とする。」を「業務価格は、1円単位とする。」に読み替える。

第2章第1節1-3-1(2)中「各所管の「旅費取扱規則」及び「日額旅費支給規則」によるものとする。」を「防衛省旅費規則によるものとする。」に読み替える。

第2章第1節1-3-2(3)中「宿泊料(国土交通省所管旅費取扱規則及び国土交通省日額旅費支給規則による場合)」を「宿泊料(防衛省旅費規則による場合)」に読み替える。

第2章第1節1-3-3中「(国土交通省所管旅費取扱規則及び国土交通省日額旅費支給規則による場合)」を「(防衛省旅費規則による場合)」に読み替える。

(4) 港湾請負工事積算基準書第3部その他の積算基準第2編測量業務積算基準の読み替え

2節2-2-1の1)(5)①中「国家公務員等の旅費に関する法律」に準じ算出する。」を「防衛省旅費規則に準じて積算する。」に読み替える。

3節3-7、4節4-5、5節5-4及び6-4中「第1編、2節、2-5旅費の算定」を適用して算出する。」を「防衛省旅費規則に準じて算出する。」に読み替える。

(5) 港湾請負工事積算基準書第3部その他の積算基準の「第3編土質調査積算基準」の読み替え

2節2-2-1の1)(1)⑨中「国家公務員等の旅費に関する法律」に準じ算出する。」を「防衛省旅費規則に準じて算出する。」に読み替える。

3節3-3-7中「第1編、2節、2-5旅費の算定」を適用して算出する。」を「防衛省旅費規則に準じて算出する。」に読み替える。

3 適用に当たっての細部事項

国土交通省積算基準書を適用するに当たっての細部事項は、整備計画局施設技術管理官が別途定めることができる。